

令和元年11月25日招集

## 第11回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和元年第11回狭山市農業委員会総会

---

令和元年11月25日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動について
  - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 農用地利用集積計画案について
  - (2) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (3) その他
- 5 閉会 午後3時30分

---

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

(本日の欠席推進委員 0名)

---

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主幹 松尾直人	主任 藤田仁実
---------	---------	---------

---

事務局 定時になりましたので、これより第11回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1-1 農業振興地域整備計画変更申出書
- ・資料1-2 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 農用地利用集積計画（案）

席上に配付しました

- ・資料4 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料5 農業委員会組織による「令和元年台風19号等災害義援金」の募集について
- ・資料6 農業委員会等の綱紀粛正について
- ・資料7 農用地利用集積計画の取り扱いについて（案）
- ・農業新聞記事
- ・冊子「のうねん」となります。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。  
また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第11回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 （会長の挨拶）

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

#### 議 事

議長 只今から、第11回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号6番 小林委員と7番 落合委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「狭山市農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料1-1（堀兼地区、青柳の狭山市農業振興地域整備計画変更の説明）

議長 説明が終わりました。  
諸口委員の隣の畑のようですが、影響はありますか。  
諸口委員 特に支障ありません。  
議長 質疑を受け付けます。  
(質疑なし)  
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

農業振興課の案件は、終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。  
ご苦労様でした。

次に議案第2号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。  
農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求め  
ます。はじめに、入間川地区の粕谷推進委員さん。

粕谷委員 今月はぐると農地を回りました。田んぼを家庭菜園にしているところが草  
でどうにもならないと相談があり、草だけは抜いてくださいとお願いした所  
です。しばらく様子を見ます。

議長 ありがとうございます。次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。  
仲川委員 入曽地区は、草のひどそうなところを回りました。相変わらず手が入れられて  
いないと思いました。前回の総会でお話した、入間野小学校前の転用の場所  
については、杭が入れられて着工の兆しが見えました。環境審議委員をしてお  
りますが、審議会で農地の利用集積が前年度より数値が上がって改善されて  
いると環境レポートにありました。環境課ではそのような理解だと思いき  
ますが、農業委員からすると集積は進んでいると思いきますが、遊休農地や耕作放棄  
地は増えているのではないかと思うので、環境の部分と、農業の部分では齟齬  
があるのではないかと思いました。

議長 ありがとうございます。続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。  
山下委員 利用権設定で印鑑をいただきに2件訪問しました。加佐志で売買の希望がで  
ていた話は、畑をやってくれる人に売りたいとのことでしたが、売買は難し  
く、1反8畝を農業法人が借りてくれそうです。

議長 ありがとうございます。続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。  
平本委員 賃貸借権の再設定の手続きをしました。

議長 ありがとうございます。次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。  
小谷野委員 草畑の見回りをしました。枯れ草とごみがすごい場所は火災が心配です。

議長 ありがとうございます。次に松村推進委員、お願いします。  
松村委員 隅々まで回って歩きました。草藪をチェックして事務局に話をしました。荒地  
の草退治についてのポスティングもしました。高齢化もあるが、農業委員が通  
知を出しても応えてくれる人は少ない。広瀬地区もやっている人が数軒しか

- 松村委員 おらず、畑が重荷になっている現状があります。
- 議 長 ありがとうございます。次に渡邊推進委員、お願いします。
- 渡邊委員 利用権計画策定3日間、8件やりました。先に連絡してから訪問するが、電話に出てくれないのでFAXでやりとりをしました。後継者がいない家が2件、借り手が3件ありました。次の更新は跡継ぎがないから厳しいと借り手に言われました。昔からやっている方が面積を減らしたいと、跡継ぎがないためにやめるようになっています。
- 議 長 遊休農地については、本人の考えが強いので、強制力がないのが大きな問題と思っています。土地所有者の理解が深まらないと難しいと思います。事務局に伺います。委員の報告に基づいて、事務局から出した通知について、事務局に問い合わせは来ていますか？
- 事務局 改善してくれるところもあれば、無反応な所もあります。苦情も稀にあります。反応があるところは、「やったので確認してください」というところもあります。
- 議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。
- 田口委員 農地の貸し借りについて聞きたい。農業委員会を通して利用権を設定するというのは借り手にはいいと思いますが、実際は貸し手には後々面倒なので、現実には相対でやりとりしているのが多いと思います。
- 事務局 かつて基盤強化法も利用権設定もなかった時は、農地法3条の小作契約の締結では、借受人・小作人の権利が保護される制度だったので、そこでの離作保証がものすごくとられて、「貸した農地は帰ってこないと思え」という話もありました。そういった中で貸し借りが進まなくなってきて、基盤強化法ができ、期間で区切りをつけ、市が間に入って利用権設定でのより安心できる貸し借りができるようになりました。18条では権利関係を解除することもできます。
- 議 長 ほかにご質疑はございますか。  
(質疑なし)  
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
- 次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。
- 小林委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市狭山2061番1、地目は畑、地積は727㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は露地野菜の作付けを予定しています。  
申請者譲受人は、狭山市狭山に居住する農業者で、総耕作面積は、22,171㎡です。  
その内訳としましては、所有面積で田が4,552㎡、畑が16,798㎡、計21,350㎡、借入面積は821㎡となります。

小林委員 根拠法令といたしまして、  
法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します  
〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに  
該当します  
〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します  
〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します  
〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します  
〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します  
〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します  
以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。  
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。  
古谷委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字笹井字八木上2368番1、地目は畑、地積は2,060㎡です。現在は一部耕起中・永年作物の作付けとなっています。許可後は永年作物の作付け・露地野菜の作付けを予定しています。  
譲受人は、狭山市笹井に居住する農業者で、総耕作面積は、9,821㎡です。その内訳としましては、所有面積で田が0㎡、畑が9,821㎡、計9,821㎡、借入面積は0㎡となります。

根拠法令といたしまして、  
法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します  
〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに  
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します  
〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します  
〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します  
〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します  
〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 事務局に確認します。譲渡理由が経営委譲となっていますが、なぜ生前贈与で

議 長 はなく経営委譲という名称を使っているのか、窓口での説明はありましたか？  
意義的には同じという意味でよろしいですね。長男とお父様は同時にやるという  
考えですね？

事務局 はい。

落合委員 所有権移転とは、名義が変わるということですよ。税金が出ないということ  
ですか。

事務局 農地の権利を移転するということでは同じことです。贈与税がかかることで変  
わりはありません。備考欄にもありますが、持分の半分を譲るという案件で  
す。共同経営でやっていくという意味合いの書類が出ています。

議 長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし  
ます。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字月見野408番の3他1筆、地目は畑、地積は合計  
496㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性があります
- ・500m以内に2つ以上の公共施設があります
- ・インフラの整備は進んでいません  
上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内ではありません

以上のことから、申請地は農用地区域内農地と考えます。また、現在の利用状  
況は畑です。転用目的は、農業用施設です。詳細は、資料図面を参照ください。  
また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条、都市計画法第29条第1項第2号に該当し

宮岡委員 ます。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中向沢1283の1、地目は畑、地積は合計476㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性はありません
- ・500m以内に2つ以上の公共施設があります
- ・インフラの整備は進んでいません

上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし

- ・駅、インターチェンジから300m以内ではありません

以上のことから、申請地は第2農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付けです。事業計画者は、狭山市で宗教運動(教会)の事業を行っている法人です。転用目的は、駐車場敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。



議長 次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

荒井委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中向沢1230、1235-1、地目は畑、地積は合計1,450㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性はありません
- ・500m以内に2つ以上の公共施設があります
- ・インフラの整備は進んでいません  
上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内はありません

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、鶴ヶ島市で小売業の事業を行っている法人です。転用目的は、駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字屋敷裏507の21、他1筆、地目は畑、地積は合計258㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性はありません
- ・500m以内に2つ以上の公共施設はありません
- ・インフラの整備は進んでいません  
上水道 なし 下水道 なし ガス管 なし

宮岡委員 ・ 駅、インターチェンジから 300 m 以内はありません  
以上のことから、申請地は第 2 種農地と考えます。また、現在の利用状況は休耕地です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 4 の朗読)

理由書 4 により、次の項目が読み取れます。

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第 5 条、都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次に、整理番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号 4 整理番号 4 について審査結果を報告します。

本件は、今年の 7 月 25 日開催の農業委員会総会において、「許可相当」と決し、9 月 18 日付けで障害者支援施設としての埼玉県知事許可となったもので、今回は、計画変更の申請となっております。

申請者は許可後、当該障害者支援施設を設置するにあたり、地盤調査を実施したところ、支持層となる地層が深いことが判明し、当初計画していた北側、西側の擁壁部分に地盤改良（杭）が必要となり、予算を大幅に超過してしまうことから、擁壁箇所をやむを得ずのり面処理し緑地とし、これに伴い建物の設置場所が南に 2 m 移動する計画変更申請です。

本件は、障害者支援施設の本来の機能としては変更なく、外構の変更のみの変更許可申請であることから、計画変更承認相当と判断しました。通常、総会の席上において説明しております法令関係事項は省略させていただきましたが、ご審議の程、宜しく願います。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

議長 挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、3,000㎡を超える案件なので、埼玉県農業会議常設審議委員会に諮り、その意見と共に県へ提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。(1)農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局 (資料3の説明)・全13筆、合計面積は29,913.33㎡。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを一括でお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。この結果につきましては、事務局において市に報告してください。

次に(2)農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、事務局から説明を求めます。

事務局 (資料4の説明)

法第3条届出は、2件、全て相続によるもの。

法第4条届出は、1件、畑562㎡。

5条届出は、4件、畑955㎡、転用面積の合計955㎡。

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようです。

次に(3)その他について、事務局からなにかありますか。

事務局 (入曾の太陽光発電施設について) 前回、仲川推進委員より話のあった、入曾の太陽光発電施設の件ですが、代理人に進捗状況の確認をしました。太陽光発電施設の駆け込み需要で資材が入手できず、でき次第着工するとのこと。来年1月を予定しています。

(農業用施設等に係る農地転用許可制度のアンケート調査について)

(資料5 農業委員会組織による「令和元年台風19号等災害義援金」の募集について)

(資料6 農業委員会等の綱紀粛正について)

(資料7 農用地利用集積計画の取り扱いについて(案))

(農業新聞記事・冊子「のうねん」について)

議長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

質疑は無いようですので、これをもちまして、第11回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。